

## 船舶インシデント調査報告書

平成29年8月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡網）
発生日時	平成29年2月27日 20時58分ごろ
発生場所	北海道利尻町利尻島西南西方沖の沖武蔵堆付近 仙法志埼灯台から真方位258°54.7海里付近 (概位 北緯44°54.1′ 東経139°58.9′)
インシデントの概要	漁船第七十二榮寶丸は、底びき網漁の揚網作業中、網を推進器に巻き込み、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年4月7日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第七十二榮寶丸、160トン 127082、株式会社泉漁業部
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海） 漁労長、四級海技士（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約5m/s 海象：波高 約1m、潮流 西流約1～2ノット
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び漁労長ほか14人が乗り組み、沖武蔵堆付近において、漁労長が、操舵室で操船に当たり、船首を西方に向け、僅かな前進行きあしの状態で底びき網の揚網中、平成29年2月27日20時58分ごろ、船尾船底付近に衝撃を受け、直ちに主機を停止したが、本船の網を推進器に巻き込んで運航不能となった。</p> <p>本船は、付近で操業していた僚船にえい航されて北海道稚内市稚内港に入港した後、潜水士により網が除去された。</p> <p>漁労長は、本インシデント時、船尾方から潮流を受ける状況となっていることに気付いていなかった。</p> <p>船長は、自身が操船して揚網する場合には、潮流の状況をGPSプロッターで見て船尾方から潮流を受けないようにしていたが、本インシデント時、操業日誌の記入を行って同プロッターを見ていなかった。</p>
分析	本船は、沖武蔵堆付近において揚網作業中、漁労長及び船長が潮流の状況を確認していなかったことから、船尾方から潮流を受ける態勢となっていることに気付かず、船尾船底下に入り込んだ本船の網を推進器に巻き込み、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、沖武蔵堆付近において揚網作業

	<p>中、漁労長及び船長が潮流の状況を確認していなかったため、船尾方から潮流を受ける態勢となっていることに気付かず、船尾船底下に入り込んだ本船の網を推進器に巻き込み、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 揚網中、網が船底下に入り込むことがないよう、潮流等の状況を確認すること。</li></ul>